前沢ふれあいセンター使用料金

単価：円（税込）

令和３年４月１日より			９時から			13時から		17時から
			13時まで	17時まで	21時まで	17時まで	21時まで	21時まで
ホール	入場料を徴収しない場合	土曜休日	10,500	21,000	34,100	10,500	23,600	13,100
		平　日	8,800	17,600	28,600	8,800	19,800	11,000
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜休日	13,600	27,300	44,300	13,600	30,600	17,000
		平　日	11,400	22,800	37,100	11,400	25,700	14,300
	1.001円以上2,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜休日	15,700	31,500	51,100	15,700	35,400	19,600
		平　日	13,200	26,400	42,900	13,200	29,700	16,500
	2,001円以上3,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜休日	18,900	37,800	61,300	18,900	42,400	23,500
		平　日	15,800	31,600	51,400	15,800	35,600	19,800
	3,001円以上の入場料を徴収する場合	土曜休日	21,000	42,000	68,200	21,000	47,200	26,200
		平　日	17,600	35,200	57,200	17,600	39,600	22,000
第１楽屋			550	1,100	1,900	550	1,300	820
第２楽屋			550	1,100	1,900	550	1,300	820
第３楽屋			550	1,100	1,900	550	1,300	820
リハーサル室	※1時間につき		200	200	200	200	200	200
第１研修室	※1時間につき		200	200	200	200	200	200
第２研修室	※1時間につき		200	200	200	200	200	200
第１和室	※1時間につき		200	200	200	200	200	200
第２和室	※1時間につき		200	200	200	200	200	200
ホワイエ	※1時間につき		200	200	200	200	200	200
エントランスホール	※1時間につき		200	200	200	200	200	200
野外ステージ	※1回につき		3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
俳句の庵	※1時間につき		200	200	200	200	200	200

備考　１　「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

２　「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日、１月２日及び１月３日をいう。

３　使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は、行わないものとする。

４　入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。

５　入場料を徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的でホールを使用する場合は、3,001円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。

６　リハーサル室、研修室、和室、ホワイエ、エントランスホール又は野外ステージにおいて、入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は、この表に定める額の３倍の額とする。

７　ホールを専ら準備、撤去又は練習のために使用する場合は、この表に定める額の２分の１の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

８　冷暖房を使用する場合は、ホールについては入場料を徴収しない場合の使用料の額の２分の１の額を、楽屋については使用料の額の２分の１の額を、１時間当たりの使用料が定められている施設については１時間につき100円を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

９　１時間当たりの使用料が定められている施設において、使用時間に１時間未満の端数が生じた場合は、１時間とする。

10　使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間１時間につき、午前９時前の場合及び午前９時から午後１時までの場合は午前９時から午後１時までの、午後１時から午後５時までの場合は午後１時から午後５時までの、午後５時から午後９時までの場合及び午後９時後の場合は午後５時から午後９時までの使用料の額（備考６の適用がある場合は、その適用後の額）の１時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、その超える時間に１時間未満の端数が生じた場合は、１時間とする。

11　減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。